

仕 様 書

仕 様 書 番 号	2 5
仕 様 書 作 成 年 月 日	令和 8 年 4 月 2 1 日
調 達 要 求 番 号	6 N N B 1 A X 0 0 2 5
担 当 部 隊	秋田駐屯地業務隊
担 当 者	桑原 健司朗
品 名	松くい虫防除薬剤散布役務
数 量 (単 位)	1 式

1 適用範囲

本仕様書及び図面は、陸上自衛隊秋田駐屯地新屋演習場で実施する「松くい虫防除薬剤散布役務」について適用する。

2 役務場所

秋田県秋田市新屋町下川原天秤野 陸上自衛隊秋田駐屯地新屋演習場（別図参照）

3 役務概要

- (1) 秋田県松くい虫防除計画により新屋演習場の松くい虫防除を実施する。
- (2) 動力噴霧器を用い、地上散布 22.73ha 実施する。
- (3) 無人ヘリコプター（以下、無人ヘリ）を用い、空中散布 23.98ha を 2 回実施する。
- (4) 散布範囲は配置図（別図）のとおり

4 共通事項

本役務は、本仕様書によるほか、秋田県農林水産部森林環境保全課発行「秋田県森林病虫害等防除事業実施要領」、一般社団法人農林水産航空協会発行「産業用無人ヘリコプターによる病虫害防除実施者のための安全対策マニュアル」及び、メーカー仕様書による。また記載なき事項は監督官との協議による。

5 一般事項

- (1) 仕様書
仕様書の疑義は監督官の指示による。
- (2) 仕様変更
軽微な仕様変更による、契約金額の増額は行わない。
- (3) 着手届、工程表及び施工計画書
請負者は役務契約締結後、速やかに役務着手届、役務工程表及び役務実施に関する計画書を作成し、監督官の承認を受け、着手する。

(4) 現場代理人

請負者は着手前に現場代理人を選出し、所定の様式による通知書を監督官に提出する。

(5) 作業日報

請負者は原則として役務期間中、所定の様式による作業日報を翌日 12 時まで監督官に提出する。

(6) 役務写真

工程毎着手前・中・完了後、主要な進行段階の状況等、その他、監督官の指示する場所を撮影し、役務写真帳を製作し提出する。

(7) 完了検査

役務完了の際は、所定の様式による完了届を提出し、検査官の完了検査を受ける。なお、不合格の場合は速やかに手直しを行い、再検査を受ける。

(8) 災害予防

災害予防については、万全の対策を講じ、常に注意を怠らないようにするほか、事故が発生した場合は、速やかに監督官に報告する。

(9) 現場管理

役務実施箇所及び許可された場所以外への立ち入りは禁止する。また、役務実施中に施設等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において復旧する。

6 特記事項

(1) 役務実施に際し受託者は事前に薬剤散布の時期及び区域等について、監督官と協議を行った上で役務を実施する。

(2) 散布の周知

ア 無人ヘリ散布時は、事前に最寄り病院及び保健所等地域医療機関へ連絡を実施すること。ただし地上散布の時期と併せ、秋田地域振興局農林部森づくり推進課へ連絡した場合は、必要としない。

イ 実施区域に係る近傍の養蜂場所について監督官と協議し、その養蜂業者にあらかじめ薬剤散布の実施予定日時、区域及び薬剤の内容等について書類で確実に連絡するとともに、実施に際しての協力を得るように努めなければならない。

(3) 事故防止

操作要員その他作業員の安全を十分に確保しなければならない。

(4) 天候について

散布予定日時前に降雨があった場合及び霧が発生している場合は、散布を行わない。これにより日程の変更等が発生する場合、請負者は官側と調整の上日程を定める。

7 散布実施要領

(1) 共通事項

ア 散布は松林の樹木の幹、枝葉を対象に散布し均一性が確保されるよう十分配慮する。

イ 使用薬剤は、メーカー仕様の希釈率及び散布量を遵守する。

(2) 地上散布

ア 使用薬剤：ネオニコチノイド系農薬（農林水産省農薬登録済品）

- ・アセタミプリド液剤（アセタミプリド2%）
- ・チアクロプリド水和剤（チアクロプリド3%）

イ 散布回数：1回

(3) 空中散布

ア 使用薬剤：ネオニコチノイド系農薬（農林水産省農薬登録済品）

- ・アセタミプリド液剤（アセタミプリド2%）
- ・チアクロプリド水和剤（チアクロプリド3%）

イ 散布回数：2回（散布日は2週間程度間隔を空ける。）

ウ 散布装置はアトマイザー方式又はノズル方式とする。

エ 無人ヘリによる薬剤散布は樹冠上3～4m以下で行う。

オ 無人ヘリの飛行速度は時速10～20km/hとし散布装置の能力、散布量を考慮し速度を決定する。

カ 無人ヘリの操作は高所作業車を使用し、有視界下で行う。

8 実施時期

役務実施時期以下の日程を基準とする。

(1) 地上散布

6月第1週から第3週の内1日を基準とする。

細部日程は官側と協議の上、県の示す基準に則り決定する。

(2) 空中散布

ア 1回目：6月第1週から第3週の内1日を基準とする。

細部日程は官側と協議の上、県の示す基準に則り決定する。

イ 2回目：1回目から約2週間後を基準とする。

9 確認事項

(1) 薬剤の使用前（現地入荷後）に品質及び数量の確認を行う。

(2) 使用後の容器は現地で集計し、確認を行う。

1 0 その他

- (1) 本役務は、秋田県の「松くい虫防除のための地上散布業務入札参加資格者登名簿」及び「秋田県無人ヘリコプターによる薬剤散布業務入札資格者登録名簿」に登録されている業者によって実施する。
- (2) 周辺環境（道路、家畜、牧草、養蜂業等）への被害防止を図るため、散布時期に制約を受ける場合（早朝散布等）は、散布箇所及び散布時間に係る内容等について、双方協議の上決定するものとする。
- (3) 早朝散布は、午前7時に終了するものとする。

1 1 提出書類

- (1) 着手届
- (2) 工程表（予定及び実施）
- (3) 計画書（任意様式）
- (4) 役務打合せ簿
- (5) 作業日報
- (6) 材料検査願
- (7) 出荷証明書
- (8) 完了届
- (9) 作業状況写真（作業前、中、後）
- (10) その他官側が要求する書類